



平成 26 年 8 月 29 日

各 位

会社名 アグロ カネシヨウ株式会社
代表者 代表取締役社長 櫛引 博敬
(コード番号 4955 東証第 2 部)
問合せ先 取締役経営企画本部長 角田 俊博
(TEL 03-5570-4711)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 29 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部銘柄への指定承認をいただき、平成 26 年 9 月 19 日をもちまして、東京証券取引所市場第二部より同市場第一部銘柄に指定されることとなりました。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本自己株式の処分の目的】

当社は土壌消毒剤、害虫防除剤、病害防除剤、除草剂等農薬の製造販売を主たる事業とし、「我々のお客様は農家である」という基本方針のもと、ユーザーである農家とのコミュニケーションを図り、直接農家のニーズに触れ、農家、会員店・JA・販売店とともに普及展示圃等を通じて「トライアングル作戦」を展開し、当社農薬の技術普及販売に努めております。また、海外においては連結子会社において、世界約 90 ヶ国に対し農業用土壌消毒剤の販売を行っております。増え続ける世界人口に対して、農作物を保護し食料の増産と人類の繁栄に寄与するという農薬産業の社会的使命の重要性に対する揺るぎない信念を基に、環境に優しく、安全かつ効果ある農薬の研究開発と普及・販売に専念することにより農業生産の一翼を担い、日本及び世界に貢献できる企業を目指してまいります。

足元の当社グループを取り巻く環境におきましては、当社グループが強みを持つ果樹・野菜向けの農薬市場については安定的に推移しており、また海外については人口増加、経済成長に伴う所得増加による食糧需要の増加を背景に農薬市場は増加傾向にあります。

このような事業環境のもと、自己株式の処分により、農薬の研究開発資金を確保することで、新規剤の開発推進及び既存剤のデータの補充を行うことにより、当社グループの更なる事業拡大及び企業価値の向上を目指してまいります。また、本資金調達と同時に、当社株式の分布状況の改善及び株式流動性の向上を図ってまいります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 525,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成26年9月8日(月)から平成26年9月10日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成26年9月18日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 櫛引 博敬に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 75,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。一般募集の需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から75,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成26年9月19日(金)
- (7) 申込株数単位 100株

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 榎引 博敬に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の当社普通株式 75,000 株
種類及び数
- (2) 払込金額の処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
決定方法
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間 平成 26 年 10 月 14 日(火)
- (5) 払込期日 平成 26 年 10 月 15 日(水)
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記(4)記載の申込期間内に申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 榎引 博敬に一任する。
- (9) 第三者割当による自己株式の処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 75,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）であります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、75,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 26 年 8 月 29 日(金)開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 75,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 26 年 10 月 15 日(水)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 26 年 10 月 7 日(火)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数がその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式の推移

- | | | |
|----------------------|----------|----------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 967,350株 | (平成26年8月29日現在) |
| (2) 一般募集による処分株式数 | 525,000株 | |
| (3) 一般募集後の自己株式数 | 442,350株 | |
| (4) 本件第三者割当自己株式処分株式数 | 75,000株 | (注) |
| (5) 第三者割当後の自己株式数 | 367,350株 | (注) |
- (注) 前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対し、みずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分による手取概算額合計上限444,035,000円については、全額を平成26年12月期から平成27年12月期の当社製品である害虫防除剤、病害防除剤、土壌消毒剤、除草剤等の農薬の研究開発における委託試験費の一部に充当する予定であります。

なお、委託試験費は農薬取締法に基づく農薬の製造・販売に必要な登録を取得・維持するための安全性、作物残留性、効果・薬害等に係る第三者機関（一般社団法人日本植物防疫協会、一般財団法人残留農薬研究所等）への委託試験費用であり、平成26年12月期及び平成27年12月期の計画は以下のとおりであります。

内容	平成26年12月期	平成27年12月期
委託試験費	575百万円	745百万円
既存剤のデータ補充の為の委託試験費	439百万円	565百万円
新規剤の為の委託試験費	136百万円	180百万円

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達は、上記(1)記載のとおり充当することにより、当社グループの中長期的な業績の向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要な方針として位置付けており、その利益を会社、従業員、株主に還元したいと考えております。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(2) 配当決定にあたっての考え方

毎事業年度の配当につきましては株主総会で決定し、配当の回数については原則年1回としております。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。配当の決定機関は取締役会であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、新規製品のための研究開発投資の資金需要に充当するとともに、財務体質強化のために役立ててまいります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	△22.84円	53.80円	110.79円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	10.00円 (-)	20.00円 (-)	25.00円 (-)
実績連結配当性向	-	37.2%	22.6%
自己資本連結当期純利益率	△2.9%	6.5%	11.7%
連結純資産配当率	1.2%	2.4%	2.6%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成23年12月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、実績連結配当性向は記載しておりません。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額(期首と期末の平均)で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

株式売出しのオーバーアロットメントに係る自己株式の第三者割当処分

処分期日	平成26年4月18日
処分株式数	195,000株
処分価額	1株につき 656.97円
処分価額の総額	128,109,150円
処分方法	第三者割当の方法により野村証券株式会社に割当

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
始 値	511 円	389 円	458 円	708 円
高 値	566 円	475 円	760 円	901 円
安 値	312 円	341 円	446 円	666 円
終 値	367 円	452 円	714 円	820 円
株価収益率	－倍	8.4 倍	6.4 倍	－

(注) 1. 平成26年12月期の株価については、平成26年8月28日(木)現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。なお、平成23年12月期に関しては、連結当期純損失を計上しているため、株価収益率は記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4)ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である兼商産業株式会社、櫛引博敬及び櫛引翠は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分並びに株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。